

一般社団法人青色21ネットワーク研究会

# 設 立 総 会

( 議 案 書 )



平成24年12月3日

於：KKRホテル名古屋

一般社団法人 青色21ネットワーク研究会  
設 立 総 会

- 日 時 平成24年12月3日(月) 午後2時00分～
- 場 所 KKRホテル名古屋
- 順 序
1. 開 会 の 辞
  2. 経 過 報 告
  3. 議 長 選 出
  4. 議 事
    - 第1号議案 議事録署名人の選任に関する件
    - 第2号議案 一般社団法人 青色21ネットワーク研究会定款(案)の承認に関する件
    - 第3号議案 青色21ネットワーク研究会残余財産の引継の承認に関する件
    - 第4号議案 第1期(平成24年12月4日～平成25年9月30日)事業計画(案)の承認に関する件
    - 第5号議案 定款第6条により定める会費の額の承認に関する件
    - 第6号議案 第1期(平成24年12月4日～平成25年9月30日)正味財産増減予算(案)の承認に関する件
    - 第7号議案 理事及び監事の報告に関する件
    - 第8号議案 その他の件
      - (1) 会長・副会長・専務理事の選任に関する件
      - (2) 設立時代表理事及び業務執行理事選任に関する件
      - (3) 特別顧問の承認及び常任相談役・常任幹事・幹事の委嘱に関する件
      - (4) 委員会の設置と委員長を選任に関する件
  5. 代表理事(会長)挨拶
  6. 来 賓 祝 辞
  7. 閉 会 の 辞

第1号議案 議事録署名人の選任に関する件

議 事 録 署 名 人 (案)

中 嶋 康 雄 氏

内 田 幸 一 氏

## 第2号議案 一般社団法人青色21ネットワーク研究会定款(案)の承認に関する件

### 一般社団法人 青色21 ネットワーク研究会 定款 (案)

#### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 青色21 ネットワーク研究会(以下「当法人」という。)と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県浜松市中区中央二丁目10番1号に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、健全な納税者団体である青色申告会のネットワークを活かし、21世紀の変革と情報化社会に対応する青色申告会活動のあり方を研究すると共に、財政基盤強化のための事業活動を連帯して行い、あわせて租税並びに税務行政に関する調査研究を行い、もって公平かつ適正な税制並びに公共的かつ効率的納税環境の確立に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 青色申告会の運営並びに経営に関する調査研究
- (2) 税制、税務に関する調査研究並びに建議
- (3) 会員の財政基盤の確立のための事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

#### 第2章 会 員

(会 員)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した青色申告会をもって会員とする。

- 2 会員になるには、理事会において別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 会員は、総会において別に定める会費規程に基づき会費及び入会金を納入しなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会で別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決(以下「特別決議」という。)によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 前3条の規定により会員がその資格を喪失しても、既納の会費及び入会金、その他の抛出金品は、原則としてこれを返還しない。

### 第3章 社 員

(社 員)

第11条 第5条第1項に定める会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

### 第4章 社 員 総 会

(総 会)

第12条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(構 成)

第13条 社員総会は社員をもって構成する。

(招 集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(代 理)

第17条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委託す

ることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、当該総会において出席した副会長の中から議長を選出する。

(議事録等)

第19条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長以外に出席した理事・監事の中から議長が指名した2名以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以上 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長とし、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務及び権限)

第22条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要に応じ意見を述べなければならない。

4 監事は、会長の求めに応じ常任理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任され者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。
- 4 前3項の規定は、第27条及び第28条においてもこれを準用する。

(特別顧問)

第27条 当法人に、会長の推薦により理事会が承認し、特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 特別顧問は、会長又は理事会の諮問に応えるとともに、全ての会議に出席し意見を述べることができる。

(顧問及び相談役)

第28条 会長は、理事会の同意を得て、顧問及び相談役(以下「顧問等」という。)を委嘱することができる。

- 2 顧問等の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 顧問等は、会長又は理事会の諮問に応えるとともに、会長の求めに応じ会議に出席し、意見を述べるすることができる。

## 第6章 会 議

(理事会)

第29条 当法人に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職

(招 集)

第31条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録等)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(常任理事会)

第34条 当法人に、常任理事会を置く。常任理事会は、会長、副会長及び専務理事をもつ

て構成する。

2 常任理事会は、次の事項を協議する。

- (1) 理事会に付議する重要な事項
- (2) 理事会から委任された事項
- (3) 理事会に付議する暇のない事項

3 第 31 条及び第 33 条の規定は、本条に準用する。

(幹事会、常任幹事会)

第 35 条 当法人に、幹事会及び常任幹事会を置く。幹事会は専務理事、常任幹事及び幹事をもって構成し、常任幹事会は専務理事及び常任幹事をもって構成する。

2 前項に規定する幹事及び常任幹事は、いずれも若干名とし会長が委嘱し、あるいは委嘱を取り消すことができる。

3 幹事会及び常任幹事会は、次の事項を協議する。

- (1) 当法人の運営に関する事項
- (2) 理事会又は常任理事会から委任された事項

4 幹事又は常任幹事は、会長の求めに応じ理事会、常任理事会に出席し、意見を述べることができる。

5 第 26 条の規定は、本条に準用する。

## 第 7 章 委 員 会 等

(委員会)

第 36 条 当法人の事業を推進するため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会長の意見を参考に理事会が選任及び解職する。

3 委員会の名称、職務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議による。

(研究会等)

第 37 条 会員相互の研鑽を積むため、理事会の決議により、研究会等を開催することができる。

2 研修内容、開催日時、開催場所、参加費その他必要な事項は、理事会において定める。

## 第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 38 条 この法人の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び事務局職員は会長が任免をするが、会長に事故あるときは専務理事が任免をする。

## 第 9 章 財 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。



(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書、収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 当法人は、前項の規定により報告又は承認を受けた書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において総社員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 この法人は、社員総会において総社員の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(合併等)

第45条 この法人は、社員総会において総社員の3分の2以上の決議によって、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部の譲渡を決議することができる。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散等により精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 雑 則

(法令の準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令によるものとする。

附 則

- 1 当法人の最初の事業年度は、設立登記の日から平成25年9月30日までとする。
- 2 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	河村 林太郎	神谷 善彦	深川 新一	梅原 祐治
	吉光 繁文	中嶋 康雄	澤村 恭正	近藤 美喜男
	池田 康彦	山本 昇	笠原 寛	内田 幸一
	伊藤 升吾			

設立時監事	立松 輝雄	田中 穂積	相原 博
-------	-------	-------	------

- 3 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	住 所	静岡県浜松市中区中央二丁目10番1号
		名 称	公益社団法人 浜松西青色申告会
		代表者	代表理事 神谷 善彦
	2	住 所	静岡県浜松市中区向宿二丁目1番8号
		名 称	社団法人 浜松東青色申告会
		代表者	理 事 中嶋 康雄

- 4 従来、青色21ネットワーク研究会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、当法人が継承する。
- 5 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会において定めるところによる。

以上、一般社団法人 青色21ネットワーク研究会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年10月4日

設立時社員 公益社団法人 浜松西青色申告会 代表理事 神谷 善彦 ⑩

設立時社員 社 団 法 人 浜松東青色申告会 理 事 中嶋 康雄 ⑩

## 青色21ネットワーク研究会寄附書（案）

青色21ネットワーク研究会は、平成24年12月3日開催の解散総会の決議に基づき、その所有する別紙「財産目録」記載の財産の一切を、一般社団法人青色21ネットワーク研究会に寄附致します。

平成24年12月3日

静岡県浜松市中区中央二丁目10番1号

青色21ネットワーク研究会

代表幹事 神谷 善彦

# 財 産 目 録

平成 2 4 年 1 2 月 3 日 現 在

## I. 資産の部

(単位：円)

区 分	勘定科目	金 額	
流 動 資 産	現 金	89,671	
	普 通 預 金	1,280,804	
	立 替 金	1,650	
	未 収 金	48,797	
	仮 払 金	307,970	
	流動資産合計		1,728,892
固 定 資 産	有 形 固 定 資 産		
	計	0	
	そ の 他 固 定 資 産		
	計	0	
	固 定 資 産 合 計		0
資 産 の 部 合 計			1,728,892

## II. 負債の部

区 分	勘定科目	金 額	
流 動 負 債	未 払 金	47,300	
	仮 受 金	661,000	
	流動負債 合計		708,300
固 定 負 債			
	固 定 負 債 合 計		0
負 債 の 部 合 計			708,300
正 味 財 産			1,020,592

## 第4号議案 第1期事業計画（案）の承認に関する件

### 第 1 期 事 業 計 画 書

自：平成24年12月4日 至：平成25年9月30日

#### I 基本方針

当法人は、健全な納税者団体である青色申告会のネットワークを活かし、21世紀の変革と情報化社会に対応する青色申告会活動のあり方を研究・提案すると共に、会員各会の財政基盤確立のための支援事業を推進する。また、租税並びに税務行政に関する調査研究を行い、もって公平かつ適正な税制並びに公共的かつ効率的納税環境の確立に寄与することを目的とする。

#### II 具体的活動

1. 会員会の運営及び経営に関する研究と各種提案
  - (1) 会員会の会勢拡大を支援するため、各種情報の提供及び意見の交換を図る。
  - (2) 会員会の指導の充実とIT化・e-Tax送信等を支援する。
  - (3) 会員会の公益社団法人・一般社団法人への移行を支援する。
  - (4) 会員会の適正運営に必要な法務・会計基準等の研修を実施する。
2. 会員会の財政基盤確立のための支援事業
  - (1) AO21保険サポートシステムを推進する。
  - (2) AO21ITサポートシステムを推進する。
  - (3) AO21カードサポートシステムを推進する。
  - (4) AO21カーリースサポートシステムを推進する。
3. 税制、税務に関する調査研究並びに建議
  - (1) 専門家による税制・税務の研修会を開催する。
  - (2) 多くの納税者が賛同し、実現可能であると思われる税制改正に努める。
  - (3) 会員会にとって必要でタイムリーな税制・税務の研修会を開催する。
  - (4) 税制・税務に対する当法人としての意見を表明する。
4. 会員会から信頼される組織の構築と維持発展を図る
  - (1) 会員会からの信頼と期待に応えるため有効な研究集会・サマーセミナー等を開催する。
  - (2) 安定的・継続的な組織構築のため、必要な範囲で当法人の会勢拡大に努める。当面会員会50会を目指す。
  - (3) 組織の活性化を図るため、ブロックを設置しその充実を努める。
  - (4) 組織運営の円滑化を図るため、必要に応じて役員会・委員会等を開催する。
5. その他当法人の目的を達成するために必要な事業
  - (1) 税務当局との情報交換を密にし、連携を深め、円滑な組織の運営に努める。
  - (2) PCホームページ、マスコミ、その他の様々な機会を通じてPRに努める。

## 第5号議案 定款第6条により定める会費の額の承認に関する件

### 一般社団法人 青色 21 ネットワーク研究会 会費規程

一般社団法人青色 21 ネットワーク研究会  
制 定 平 成 24 年 12 月 3 日

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人 青色 21 ネットワーク研究会(以下「この法人」という。)定款第6条の規定に基づき、会員の会費及び入会金の額並びにその他の取り扱いを定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 この法人の会員は、次項に定める会費の額を2口以上負担する義務を負う。ただし、定款第20条及び第35条に定める役員等を選出している場合は、4口以上負担することとする。

2 前項に定める会費の額は、1口1万円とする。

3 事業年度途中に入会した会員であっても、第1項に定める会費の額は、全額負担するものとする。

(入会金の額)

第3条 この法人に入会する場合には、1万円の入会金を納入しなければならない。

(会費の納付)

第4条 会員は、第2条第1項に定める会費の額を、年度更新後速やかに納付しなければならない。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、この法人が一般社団法人の認可を受け、設立登記をした日(平成24年12月4日)から施行する。

2 この法人の設立時(平成24年12月4日)に既に入会していた会員の設立初年度(第1期。平成24年12月4日から平成25年度9月30日まで)の会費の額は、第2条第1項の定めにかかわらず次による。

(1) 設立時(平成24年12月4日)から平成25年3月31日までの会費の額は、この法人設立時前に既に納付されていた会費の額をもって充当する。

(2) 平成25年4月1日から平成25年9月30日までの会費の額は、第2条第1項で計算した額の2分の1とし、平成24年4月1日以降速やかに納付しなければならない。

3 平成24年12月4日から平成25年3月31日の間に入会する会員の当該期間の会費の額は本規程第2条及び附則2によらず、この法人の一般社団法人設立前の青色21ネットワーク研究会の会費規程を準用する。

#### 【 参 考 】

① 定款 第6条

会員は、総会において別に定める会費規程に基づき会費及び入会金を納入しなければならない。

第6号議案 第1期正味財産増減予算(案)の承認に関する件

正味財産増減予算(案)

自：平成24年12月4日 至：平成25年9月30日

1. 経常増減の部

(1) 経常収益

(単位：円)

科 目		予算額	備 考
受取会費	一 般 会 費	80,000	@ 80,000×2会 第1期は特例で1/2
	一 般 会 費	240,000	@ 60,000×8会 第1期は特例で1/2
	一 般 会 費	140,000	@ 40,000×7会 第1期は特例で1/2
	一 般 会 費	130,000	@ 20,000×13会 第1期は特例で1/2
受取参加費	役員会・監査会費	350,000	役員会・税制セミナー
	研究集会(2回)	1,700,000	
	サマーセミナー	1,100,000	
	その他収入	10,000	
事業収益	グッドウィル生命保険手数料	120,000	
	東京ICS PC手数料	300,000	
	ビジネスクレジットカード手数料	60,000	
雑収益	特志・預金利息	10,000	
経 常 収 益 計		4,240,000	

(2) 経常費用

科 目		予算額	備 考
事業費 事業推進費	新規事業企画費	80,000	
	収益事業推進費	80,000	カード事業・カーリース事業他
	印刷消耗品費	30,000	
	諸 雑 費	10,000	
事業費 研究集会	研究集会費	1,500,000	6月・12月研究集会
	諸 謝 金	420,000	講師謝金
	研究集会運営費	100,000	
	研修資料費	100,000	
	旅 費 交 通 費	200,000	
	通 信 費	20,000	
	荷 造 運 賃	20,000	
	印 刷 消 耗 品 費	230,000	作成資料
	支 払 手 数 料	10,000	

科 目		予算額	備 考
事業費 セミナー	研 修 会 費	700,000	京都サマーセミナー
	諸 謝 金	210,000	講師謝金
	旅 費 交 通 費	100,000	
	通 信 費	20,000	
	荷 造 運 賃	5,000	
	支 払 手 数 料	5,000	
	印 刷 消 耗 品 費	100,000	作成資料
管理費 役員会・監査会	組 織 運 営 会 議 費	170,000	定款第6章に定める各種会議
	旅 費 交 通 費	50,000	
	諸 雑 費	20,000	
管理費 その他	慶 弔 費	20,000	
	通 信 費	10,000	
	旅 費 交 通 費	100,000	
	会 議 費	100,000	
	支 払 手 数 料	5,000	
	租 税 公 課	73,000	
	業 務 管 理 費	50,000	
	諸 雑 費	50,000	
経 常 費 用 計		4,588,000	
当 期 経 常 増 減 額		-348,000	

## 2. 経常外増減の部

### (1) 経常外収益

経 常 外 収 益 計	0	
-------------	---	--

### (2) 経常外費用

経 常 外 費 用 計	0	
当 期 経 常 外 増 減 額	-348,000	

当期一般正味財産増減額	-348,000	
一般正味財産期首残高	1,020,592	
一般正味財産期末残高	672,592	



第7号議案 理事及び監事の報告に関する件

一般社団法人青色21ネットワーク研究会 理事及び監事名簿

役 職	氏 名	住 所
理 事	河村 林太郎	愛知県名古屋市中区川間町 1-49
〃	神谷 善彦	静岡県浜松市中区千歳町 38
〃	深川 新一	熊本県熊本市中央区出水 1-4-27
〃	梅原 祐治	福岡県北九州市八幡西区力丸町 9-16
〃	吉光 繁文	広島県尾道市久保 1-6-15
〃	中嶋 康雄	静岡県浜松市東区小池町 254
〃	澤村 恭正	神奈川県足柄下郡箱根町塔之澤 74
〃	近藤 美喜男	愛知県名古屋市中区金山 4-3-6
〃	池田 康彦	広島県広島市南区出汐 1-3-11-1202 号
〃	山本 昇	広島県福山市箕島町 425-1
〃	笠原 寛	東京都杉並区和泉 2-38-11
〃	内田 幸一	静岡県浜松市中区舘塚 2-24-11
〃	伊藤 升吾	静岡県浜松市東区大島町 615-2
監 事	立松 輝雄	愛知県名古屋市中村区岩塚町字新屋敷 33
〃	田中 穂積	広島県広島市中区舟入本町 12-20
〃	相原 博	東京都府中市八幡町 1-14-41

## 第8号議案 その他の件

### (1) 会長・副会長・専務理事の選任に関する件

一般社団法人青色21ネットワーク研究会 会長・副会長・専務理事候補者名簿

役 職	氏 名
会 長	神 谷 善 彦
副 会 長	深 川 新 一
〃	梅 原 祐 治
〃	吉 光 繁 文
〃	中 嶋 康 雄
〃	澤 村 恭 正
専 務 理 事	伊 藤 升 吾

### (2) 設立時代表理事及び業務執行理事選任に関する件

一般社団法人青色21ネットワーク研究会 代表理事及び業務執行理事候補者名簿

代 表 理 事	神 谷 善 彦
業 務 執 行 理 事	伊 藤 升 吾

#### 【 参 考 】

① 定款 第20条第2項

理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長とし、1名を専務理事とする。

② 定款 第20条第3項

前項の会長をもって代表理事とし、専務理事をもって業務執行理事とする。

(3) 特別顧問の承認及び常任相談役・常任幹事・幹事の委嘱に関する件

一般社団法人青色21ネットワーク研究会 特別顧問及び相談役候補者名簿

役 職	氏 名
特 別 顧 問	吉 田 文 一
(常任)相談役	河 村 林太郎

一般社団法人青色21ネットワーク研究会 常任幹事及び幹事候補者名簿

役 職	氏 名	所 属 会 名	所属会役職
常任幹事	宇野 久夫	特例民法法人中川青色申告会	専務理事
〃	古達 鎮夫	公益社団法人杉並青色申告会	常勤監事
〃	瀬戸中 弘毅	広島県青色申告会連合会	事務局長
〃	中村 清美	小倉青色申告会	専務理事
〃	大和 猛	一般社団法人西新井青色申告会	専務理事
幹 事	斉藤 達宏	特例民法法人浜松東青色申告会	事務局長
〃	藤川 泰治	一般社団法人広島西青色申告会	事務局長
〃	佐々木 憲二	一般社団法人広島南青色申告会	事務局長
〃	谷口 幸子	一般社団法人熊本東青色申告会	事務局長
〃	平野 周二	西福岡青色申告会	事務局長
〃	高橋 敏三	公益社団法人武蔵府中青色申告会	事務局長
〃	加藤 一男	特例民法法人小田原青色申告会	専務理事
〃	荻野 研一	公益社団法人杉並青色申告会	事務局長

【参 考】

① 定款 第27条

当法人に、会長の推薦により理事会が承認し、特別顧問を置くことができる。

② 定款 第28条

会長は、理事会の同意を得て、顧問及び相談役(以下「顧問等」という。)を委嘱することができる。

③ 定款 第35条第2項

前項に規定する幹事及び常任幹事は、いずれも若干名とし会長が委嘱し、あるいは委嘱を取り消すことができる。

(4) 委員会の設置と委員長の選任に関する件

一般社団法人青色21ネットワーク研究会 公益事業推進委員長候補者名簿

氏名	所属会名	所属会役職
笠原 寛	公益社団法人杉並青色申告会	会長

一般社団法人青色21ネットワーク研究会 収益事業推進委員長候補者名簿

氏名	所属会名	所属会役職
内田 幸一	公益社団法人浜松西青色申告会	副会長

【参考】

① 定款 第36条

当法人の事業を推進するため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会長の意見を参考に理事会が選任及び解職する。

3 委員会の名称、職務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議による。

【 参 考 資 料 】

一般社団法人 青色21ネットワーク研究会 役員(案)

役 職 1	役 職 2	氏 名	所 属 会 名	所属会役職
	特 別 顧 問	吉 田 文 一	全 国 青 色 申 告 会 総 連 合	元特別顧問
理 事	常 任 相 談 役	河 村 林 太 郎	特 例 法 人 中 川 青 色 申 告 会	会 長
"	会 長	神 谷 善 彦	公 益 社 団 浜 松 西 青 色 申 告 会	会 長
"	副 会 長	深 川 新 一	一 般 社 団 熊 本 東 青 色 申 告 会	会 長
"	副 会 長	梅 原 祐 治	小 倉 青 色 申 告 会	会 長
"	副 会 長	吉 光 繁 文	一 般 社 団 納 税 相 談 セ ン タ ー 尾 道 青 色 申 告 会	会 長
"	副 会 長	中 嶋 康 雄	特 例 法 人 浜 松 東 青 色 申 告 会	会 長
"	副 会 長	澤 村 恭 正	特 例 法 人 小 田 原 青 色 申 告 会	会 長
"		近 藤 美 喜 男	特 例 法 人 名 古 屋 中 青 色 申 告 会	会 長
"		池 田 康 彦	一 般 社 団 広 島 南 青 色 申 告 会	会 長
"		山 本 昇	福 山 青 色 申 告 会	会 長
"	公 益 事 業 推 進 委 員 長	笠 原 寛	公 益 社 団 杉 並 青 色 申 告 会	会 長
"	収 益 事 業 推 進 委 員 長	内 田 幸 一	公 益 社 団 浜 松 西 青 色 申 告 会	副 会 長
"	専 務 理 事	伊 藤 升 吾	公 益 社 団 浜 松 西 青 色 申 告 会	副 会 長 (専 務 理 事)
監 事		立 松 輝 雄	特 例 法 人 名 古 屋 中 村 青 色 申 告 会	会 長
"		田 中 穂 積	一 般 社 団 広 島 西 青 色 申 告 会	会 長
"		相 原 博	公 益 社 団 武 蔵 府 中 青 色 申 告 会	会 長

(敬称略 順不同)